

(財団法人) 福岡県水源の森基金について

福岡県八幡農林事務所 野田 多賢
福岡県福岡農林事務所 日高 昭広

1. はじめに

森林造成整備のための費用負担制度については、昭和47年10月に林野庁において「森林の公益的機能に関する費用分担及び公益的機能の計量評価並びに多面性機能の高度発揮の上から望ましい森林についての中間報告」が公表され、年間1兆8,200億円という試算がなされている。この時の本県の森林については、年間1,130億円と試算されている。また昭和49年より利根川、木曾川、筑後川における上流地域の森林地帯と下流域の受益地帯との間に森林の造成整備に対する費用をいかに分担すべきかについて調査研究が行われている。

愛知県の豊川、矢作川流域、びわ湖周辺、あるいは木曾三川流域等において、同様な考え方による費用負担制度のもとで事業が進められている。全国的には林野庁、国土庁はじめ、都道府県において検討されているが、これの実現については、費用を負担する側のコンセンサスが得られず、むづかしい問題を含んでいるのが現状である。

本県では森林の宅地化が進み、農地、ゴルフ場用地等への転用が著しく、森林率は昭和47年48%であったものが、53年には45%に落込んでいる。このような状況下で森林のもつ公益的機能に対する県民の要請が高まり、水源の確保、環境保全の立場から、森林の質、すなわち機能の高い健全な森林を造成する必要に迫られた。水飢きんの教訓を生かし、水源かん養機能の充実と林業振興をめざして、知事の発案により年間事業費5億3千万円という全国に比類のない規模で、昭和54年10月1日、財団法人福岡県水源の森基金がスタートした。以下基金創設までの背景と以後の事業推進状況等について報告する。

2. 北部九州の水飢きんの教訓

53年北部九州をおそった異常濁水は近年まれに見る長期にわたり、福岡県下に大きな被害を与えた。異常濁水の中心となった福岡市は、給水人口98万人、その水源は6つのダムと3河川取水で、各水源からの施設能力は49万ト/日となっている。これが最悪の6時間給水の時期は貯水量7%となり25万ト/日しか給水されな

かったが、そのうち森林からの流下水が13~15ト/日あり、それによって市民の命の水がまかなわれたことがわかり、森林の水源かん養機能の偉大な力によって、完全な断水からまぬがれ、住民生活は最悪の状態に至らなかった。市民は水の有難さを身をもって知ると同時に、森林のもつ水源かん養機能への期待が高まってきた。

このような水不足は本県だけの異常現象でなく全国的に慢性的に広がっており、今後ますます増大することが予測される。昭和53年度の建設白書によると、昭和60年には全国で11地域が水不足を来すことになり、なかでも北部九州は4億トンの不足が見込まれ、さらに昭和65年には全国で3地域、北部九州地域だけで1億トンの不足が見込まれている。

3. 伐採周期の延長と健全な森林の造成

以上のような水不足に直面した本県の森林の状況をみてみよう。森林面積は22万1千ha（うち民有林19万7千ha）、蓄積2,350万³m、県民1人当たり森林面積は5a（全国24a）にすぎない。しかも最近の年間伐採面積は1千haを割り、生長量110万³mの約70%が蓄積され伐採周期もかなり高くなってきている。

52年度に策定した「福岡県林政基本計画」第2部県林政の基本課題Ⅲ「深刻な土地問題と森林のもつ公益的機能」の項を掲示してみる。

「森林は造林後、20年以上経過しないと公益的機能発揮の面からみて健全な森林とはいいいく。したがって、毎年均等に収穫が得られる40年周期で回転させるとすれば、森林の $\frac{1}{2}$ しか健全な森林は存在しないことになる。限られた森林面積のなかで、健全な森林の比率を高めるには、回転周期を延長すること、すなわち伐期令を高めることが1つの解決策である。

本県の林業経営者は40年で収穫できることを期待して林業経営を行ってきたのであるから、これを変更させるためには、納得させるだけの理由と適正な補償措置、さらには一代で収穫できない恐れも生ずるところから相続の問題等整備すべき条件は非常に多いと考えられる。

なお今後、伐期令を高めるとすれば、林分の本数密度も粗となり、その段階で下層に広葉樹を侵入させ、

いわゆる二段林の針広混交林を仕立てることにより、生態的にも安定した森林に導くことが必要である。

これらの課題を解決するための補償措置と、森林に陽光を入れるための間伐、枝打ちを推進するための方策が必要となった。

4. 基金構想の原点

昭和53年9月13日、給水制限の最中、本県八女地方で開催された研修大会において、林業研究グループの代表から、大会に臨席した亀井知事に対して「我々は過疎と木材不況にあえぎながら長年月にわたって、森林造成に汗水を流しているのに、水の受給者である都市住民はその恩恵に俗しながら、何らの負担もない」と発言があった。これに対し知事は「長い間のご苦労に対して、何らかの方法を検討したい」と回答があった。その後、53年12月県議会において、議員からの「水源地帯の林業経営問題」についての質問に対し次のように答弁されている。

「森林が木材生産・治山治水、環境保全という公益的機能を持っているということはよく承知していたが、今回の渇水を通じて、水源かん養という偉大な機能もっていることを、おそまきながら知ることができた。県民の生命を守る大切な資源である水をかん養する森林の造成管理を林業者だけに負わせるのではなく、水の受益者に負担させることが妥当であるが、これが非常に困難であるので、水を使用する地方公共団体と考え、市町村の協力をえて、一定の負担金を徴収して基金をつくりたい。その基金によって水源地域における水源かん養を主とする保安林の充実と拡大を図る。あるいは水源地域全体の整備、発展をはかって行きたい」と基金構想を明らかにされた。このような21世紀には本県から水不足を解消し、潤沢な水を供給しようという知事の強い姿勢が基金構想の原点になっている。

5. 水資源対策としての基金事業のねらい

- (1)水源地帯に水源かん養機能の高い生態的特性を生かした森林を造成する。無立木地の造林は勿論であるが間伐や枝打ち等の保育作業を早期に実施することにより、林内の陽光量を増し、下草等の植生量を充実し、鳥獣昆虫等の生物相をも複雑にし、土壌の流亡を防止して、活力ある森林を造成するとともに、雨水の土壌への浸透を良くして水源かん養機能を高度に発揮させる。
- (2)森林は植栽後20年以上たたないと機能を発揮するといえないので、水源地帯における20年生以上の森林の占有率を高めるよう伐採周期を延長する。
- (3)伐採周期の延長を行なうためには、森林所有者の協力がなければならない。そのために伐採周期の延長期間内において家計の事情等により資金需要がある場合

森林担保金融に対する利子補給を行なう。

(4)重要水源地で森林所有者が維持管理し難い森林については、基金が買い取り、伐採周期の延長等により基金の目的に適合する施業、管理を行なう。

6. 資産及び事業の内容

(1)基金の設立に当っては、福岡県、福岡市、北九州市の3者が設立者となり、出えん金県1,000万円、両市各500万円、合計2,000万円、補助金は県3億円、両市各1億円、その他市町村からの補助金および企業関係貸助会費3,000万円、合計5億3,000万円を毎年同額(54年度より第1期5ヶ年計画)で行なうことになっている。

(2)対象地域は、主要ダム周辺(11ダムを指定)保安林、保安林予定地等水源かん養機能の充実に必要な森林

(3)事業の内容

- 森林造成のための補助金
造林、保育(下刈り、間伐1、枝打1)
- 森林整備のための補助金
間伐2、枝打2、間伐3、枝打3
- 伐採調整のための資金借入れに対する利子補給
- 森林の確保
- 森林の機能充実のための調査、研究

7. 事業展開と今後の課題

この事業のスタート以来、間伐、枝打ちはかかってないすがたで進行している。間伐面積については、過去3ヶ年平均約1,700haであったものが、54年度8,183ha、55年度8,418ha、枝打面積は54年度5,439ha、55年度4,208ha、56年度は目下実行中である。保安林の整備計画による指定が急速に進んでいることもこの事業の成果と受けとれる。伐採周期の延長により木材供給面での減少が懸念されるが(現在本県の自給率22%)、間伐(択伐の間伐を含む)により持続的供給は可能であり、造林のピークであった昭和28~30年ころの植栽木が主伐期になる時点では択伐の間伐により供給面での減少を考える必要はないのではなかろうか。また主伐面積が減少するため、労働力は従来の植栽、下刈り中心の季節労働から間伐、枝打ち中心に平均化される。

しかしながら伐採周期の延長による伐期令について地域森林計画とどう調整するか24,000haの国有林、10,000haの県営林との調整、市町村の負担金を軽減するための起債の適用をどうするかなど、今後残された課題も多い。

引用文献

- (1) 野田多賢：林業技術5月号、9~13、1980
- (2) 福岡県林政基本計画、6~7、1977
- (3) 今村晋作、新しい林業101号、16~18、1980